

件名	松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	上下水道課
関係課	
改正対象	松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 14 年松前町規則第 7 号）
根拠法令等	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条
制定（改正）理由	○不服申立て及び取消訴訟の教示文追加漏れ ○様式に記載のある根拠条文の修正及び体裁の変更
制定（改正）の主な内容	○体裁の変更 様式第 1 号（第 3 条関係）、様式第 5 号（第 11 条関係）、様式第 7 号（第 12 条関係）、様式第 9 号（第 13 条関係）、様式第 10 号（第 14 条関係）、様式第 11 号（第 14 条関係）、様式第 12 号（第 15 条関係） ○体裁の変更及び行政不服申立ての教示文追加 様式第 2 号（第 5 条関係）、様式第 4 号（第 9 条関係）、様式第 6 号（第 11 条関係）、様式第 8 号（第 12 条関係）
施行日	公布日
【その他参考事項】	